

事務連絡
令和4年1月28日

別記 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の
特例的な対応について（その3）」の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者については、施設に入所している者も含め感染した場合には、原則入院としているところですが、病床ひっ迫時については、やむを得ず施設内での入所を継続する場合があります、その際の診療報酬上の特例的な対応については、「介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の特例的な対応について（その2）」（令和3年9月29日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

今般、介護療養病床等に入院している者又は介護医療院若しくは介護老人保健施設に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、当該者に対して、ベクルリー点滴静注用 100 mg（成分名：レムデシビル）を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで投与した場合の診療報酬上の特例的な対応について、別添のとおり、「介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の特例的な対応について（その3）」（令和4年1月28日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別添の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

別添：「介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の特例的な対応について（その3）」（令和4年1月28日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

事務連絡
令和4年1月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の
特例的な対応について（その3）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢者については、施設に入所している者も含め感染した場合には、原則入院としているところですが、病床ひっ迫時については、やむを得ず施設内での入所を継続する場合があります、その際の診療報酬上の特例的な対応については、「介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の特例的な対応について（その2）」（令和3年9月29日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

今般、介護療養病床等に入院している者又は介護医療院若しくは介護老人保健施設に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、当該者に対して、ベクルリー点滴静注用 100 mg（成分名：レムデシビル）を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで投与した場合の診療報酬上の特例的な対応について、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その65）」（令和4年1月28日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）において示されましたので、管内の関係施設等に対して周知を図るようお願いいたします。

別添：「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その65）」（令和4年1月28日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）

別添

事務連絡
令和4年1月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その65）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 介護療養病床等に入院している者又は介護医療院若しくは介護老人保健施設に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、当該者に対して、ベクルリー点滴静注用 100 mg (成分名：レムデシビル) (以下「本剤」という。) を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで投与した場合に、特掲診療料の施設基準等 (平成 20 年厚生労働省告示第 63 号) 第 16 第 3 号に規定する注射薬のうち、「抗ウイルス剤 (B 型肝炎又は C 型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又は HIV 感染症の効能又は効果を有するものに限る。)」とみなして、本剤に係る薬剤料を算定できるか。

(答) 算定可。なお、注射実施料等の算定については、特に定めのない限り、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合 (平成 20 年厚生労働省告示第 128 号) 等に基づき取り扱うことに留意されたい。

また、この取扱いは、本事務連絡 (新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 65)) の発出日以降適用される。